



島根県報

令和6年9月13日（金）

第 5 4 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森林整備課）	2
保安林予定森林	（ 〃 ）	3
解除予定保安林	（ 〃 ）	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	3
河川区域の指定	（河川課）	5
建築基準法の規定による道路の指定	（建築住宅課）	5

【公 告】

公共測量の実施（4件）	（技術管理課）	5
都市計画の変更案の縦覧（2件）	（都市計画課）	7

【特定調達公告】

島根県税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務に係る随意契約の相手方等	（税 務 課）	8
アグスタ式A109E型ヘリコプター（JA02PC）耐空検査受検整備に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	8

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		9
個人演説会を開催することができる施設の指定		9

告 示

島根県告示第569号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ソーシャルプレランニングネットワーク	訪問介護	訪問介護むすび	益田市乙吉町イ342番地1	令和6年9月30日

島根県告示第570号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
中村 眞	消化器内科・内科・アレルギー科・リウマチ科	中村医院	浜田市片庭町51-3	令和6年8月30日
横川 敬	整形外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和6年8月30日

島根県告示第571号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市旭町都川2658-2、2658-12
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第572号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町南講武字寺谷282、282-1、287、288、290、291-1、291-5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿島町南講武字寺谷282、282-1、290、291-5、287・288・291-1（以上の3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第573号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田825-5

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第574号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナフコ斐川店 島根県出雲市斐川町上庄原1130番ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年5月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,656平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 82台

建物南側 33台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 48平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北側 39.72立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時から午後8時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物西側 2か所

建物南側 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

2 届出年月日

令和6年9月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第575号

一級河川江の川水系都治川（波積ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場に備えて一般の縦覧に供する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 路線名

町道中条199号線

2 道路の位置

起点：隠岐郡隠岐の島町平平ノ前91-6

終点：隠岐郡隠岐の島町平平ノ前93-6

3 道路の幅員

9.75～16.73メートル

4 道路の延長

271.36メートル

5 指定の年月日及び番号

令和6年9月2日 第2号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島

根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年9月17日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
大田市三瓶町池田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年9月17日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
大田市水上町三久須地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年9月17日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
大田市三瓶町志学地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について邑南町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月26日から同年11月29日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町市木地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

天神町、堅町及び雑賀町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市まちづくり部都市政策課

4 縦覧期間

令和6年9月13日から同月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

西郷都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

隠岐郡隠岐の島町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び隠岐の島町都市計画課

4 縦覧期間

令和6年9月13日から同月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和6年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県税務総合オンラインシステム開発及び維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年8月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
しまね税務総合オンラインシステム共同企業体
代表者 富士通 J a p a n株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤 勝治
島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 F L C S株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
860,433,420円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和6年9月13日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

- 1 件名及び数量
アグスタ式A109E型ヘリコプター(JA02PC)耐空検査受検整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
中日本航空株式会社 広島支店 支店長 三井 創 広島県広島市西区観音新町4丁目10番2号
- 5 落札金額
59,620,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和6年5月14日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第50号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和6年9月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 10,853 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 157,105 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 54,387 |
| 浜田選挙区 | 13,955 |
| 出雲選挙区 | 46,855 |
| 益田選挙区 | 12,250 |
| 大田選挙区 | 9,074 |
| 安来選挙区 | 10,161 |
| 江津選挙区 | 6,128 |
| 雲南・飯石選挙区 | 11,252 |
| 仁多選挙区 | 3,259 |
| 邑智選挙区 | 4,786 |
| 鹿足選挙区 | 3,486 |
| 隠岐選挙区 | 5,287 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 157,105 |

島根県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、雲南市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加茂交流センター	雲南市加茂町加茂中972番地5	令和6年9月1日